

議会報告

# みんなの秩父

発行  
日本共産党  
秩父市議団



## 一二月定例議会報告

### 日本共産党 秩父市議団

一二月議会定例会は11月29日から12月14日までの16日間の会期で開かれました。議案は市道の路線変更・廃止各1件、条例の一部改正8件、条例の廃止1件、28年度補正予算8件など、市長提出議案が19件、議員提出議案が7件の計26議案でした。他に9月議会に提案され決算審査特別委員会に付託されていた27年度決算認定案件11件が採決されました。議事の主なものと一般質問の内容(要旨)についてお知らせいたします。

## 27年度歳入歳出決算認定に反対

### 一般会計・水道事業会計など5会計

一般会計については、受任事務事業であるマイナンバー整備事業費の一部が自治体負担となつてのこと。市役所本庁舎建設費ではスライド条項適用により総工事費が65億円の枠内に収まらないことが明らかとなり、事業そのものへの市民の信頼を損なっていること。全体的には高額な歳入歳出差引残高、不用額を発生させ、多額な基金積立を行っている裏で格差の拡大、貧困、生活困窮など、公的支援を必要としている市民に対する施策が満たされていないこと。水道事業との関

係では、浦山ダム建設負担金と固定資産税・水利権との関係の問題、施設更新工事の積残しによる多額の不用額、こうした大きな問題を残したまままで広域移管することの問題も指摘し、一般会計及び水道事業会計の決算認定に反対しました。

国保・介護・後期高齢者医療特別会計については、住民福祉の向上を第一義的に考えなければならぬ地方自治体として大きな障害となつている制度上の問題を含め、国・県に対して意見具申していく姿勢こそが求められていることを指摘して、反対しました。

### 南スーダンから自衛隊の速やかな撤退を求める意見書

南スーダンPKO(国連平和維持活動)をめぐる、安倍晋三内閣は、10月末で期限が切れることになっていた自衛隊の派兵期間を来年3月末まで延長することを10月25日に閣議決定した。また、11月15日には、20日から派兵する自衛隊部隊(第11次隊)に新たに「駆けつけ警護」の新任務を付与することを閣議決定した。

周知の通り、PKO法は、①「武力紛争」停止の紛争当事者間の合意(停戦合意)②紛争当事者のPKOと自衛隊参加への同意(受け入れ同意)③PKOの中立的立場の厳守(中立性)④以上の原則のいずれかが崩れた場合の自衛隊の撤収⑤必要最小限の武器使用-という、いわゆる「PKO参加5原則」を定めている。

南スーダンでは2013年12月に大統領派と副大統領派(当時)の対立で内戦状態に陥り、昨年8月に「和平合意」したものの、今年7月には自衛隊が駐留する首都ジュバで戦車や攻撃ヘリなども使った大規模な戦闘が起き、数百人が死亡している。両派の戦闘はその後も続いており、「武力紛争」状態にあることは紛れもない事実である。

しかも、当事者である前副大統領が「和平合意は崩壊している」と語るなど、「PKO参加5原則」で掲げる紛争当事者間の「停戦合意」が完全に崩れていることは明白である。国連安全保障理事会は8月、「文民保護」を理由に事実上の先制攻撃の権限を与えたPKO部隊の増派を決めており、そもそも「中立性」の原則も成り立っていない。

政府はPKO法定改定に際し、「駆けつけ警護」の武器使用について、「受け入れ同意が安定的に維持されていること」を前提にした。しかし、南スーダンでは、政府軍によるPKOへの攻撃など敵対行為が頻発しており、新任務の付与など論外と言わざるを得ない。

よって、政府においては、南スーダンから自衛隊を直ちに撤退させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 南スーダンから自衛隊の速やかな撤退を求める意見書

KO決

一昨年の9月 強行採決された 戦争法(安保法)の施行に伴い、新たに「駆けつけ警護」任務を付与された自衛隊部隊が南スーダンに派遣されました。

そもそも南スーダンは昨年7月以来内戦状態にあるなど既にPKO派遣5原則を満たしていないことは、この間数回にわたる国連機関の諸報告によっても明らかです。従って「南スーダンから自衛隊の速やかな撤退を求める意見書」を提出しましたが、賛成は共産党3と無党派2の5議員のみで他の議員16名の反対により否決されてしまいました。

### 残業時間の上限規制など労働時間の規制強化を求める意見書

#### 残業時間の上限規制など労働時間の規制強化を求める意見書

大手広告代理店「電通」の女性社員が昨年12月に自殺し、長時間労働が原因と労災認定された問題で、厚生労働省東京労働局は11月7日、強制捜査に乗り出した。

長時間労働や過密労働などで心身の健康を損なう人、命まで落とす人が後を絶たない。過労死・過労自殺の件数は、労働災害補償を申請した人だけでも毎年500人近くに及ぶが、これも氷山の一角にすぎない。

労働基準法では、労働時間は1日8時間、週40時間と決まっている。これを超えて働かすときには労働組合との協定などが必要ですが、強制力はなく事実上野放しとなっている。「電通」の女性社員の場合も、協定では月70時間までとされていたが、実際の残業は131時間に及んでいた。

健康を無視した働き方・働かせ方を法律で規制し、1日8時間、週40時間以内の労働で、まともに暮らせる社会を実現することは、政府も「働き方改革」の筆頭に長時間労働の是正を掲げているように、待ったなしの課題となっている。

ところが、秋の臨時国会で政府が成立をめざしている「労働基準法の『改正』案」には、残業時間の上限規制や勤務間のインターバル規制はなく、「残業代ゼロで働かせ放題」を合法にする「高度プロフェッショナル制」や、不払い残業の温床となる「裁量労働制」の拡大が盛り込まれている。これでは、過労死・過労自殺を防止するどころか、長時間・過密労働をまん延させる長時間労働促進法案と断ぜざるを得ない。

よって国におかれては、「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」を盛り込んだ労働基準法「改正」案を廃案にするとともに、以下の対策を盛り込んだ労働基準法の改正を行うよう強く求める。

- 記
1. 時間外労働の上限として当面、「限度基準」を法定化し、労働基準法に規定する「36協定」の特別条項を廃止すること。
  1. 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入すること。
  1. 夜勤交替労働は社会に必要な不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

KO決

金崎の5議員のみで残念ながら否決されました。



出浦あきえ議員の一般質問

子どもの虐待を防ぐ対策

秩父市の子どもの虐待の状況と対策。また要保護児童対策協議会・児童相談所・警察との連携・情報共有について質問しました。

市の答弁は、平成28年9月末日現在の相談件数は45件。虐待の内容は、身体的虐待16件、心理的虐待16件、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)13件となっている。家庭環境や経済状況、心身の状況等、様々な要因が複雑に絡んでいるものと思われる。秩父市要保護児童対策協議会を中心に、総合的な対策の検討から個別ケースへの対応まで、関係機関が協力・連携して対応している。また、秩父市児童虐待マニュアルを策定し、虐待の通報後の対応をよりスピーディーで的確に行うよう努めている。また今後の対策については、専門研修を受けた職員の配置や要保護児童等に対する支援の拠点整備を検討する。市、児童相談所、警察の連携については、平成28年4月1日付で警察庁から「児童虐待の対応における関係機関との情報共有等の徹底について」との通知が出され、関係機関における対応結果や措置状況等の情報について、警察として確実に把握し、引き続き

関係機関との間で緊密な情報交換を図ることとなっているとの答弁でした。

子どもの虐待を未然に防ぐという意味では、保健師の役割は大きい。出産前後のお母さんの不安や悩み相談等への対応・新生児訪問・予防接種や健診時などお母さんや赤ちゃんの様子の確認をしていく。更に産後うつで悩む人にも対応してもらい、乳幼児の虐待を未然に防ぐためにも保健師の増員をよく要望いたしました。

18歳までの医療費の無料化

「やるのか、やらないのか。郡内4町がすべて実施、または実施に向けて準備中という状況であるにもかかわらず、なぜ態度を明らかにしないのか、来るべき市長選挙に向けても態度を明らかにすべきではないか。」と迫りましたが、市長は「今までやらないとは一度も言っていない、検討中です。」の一点張りの答弁に終始しました。



斎藤かつしげ議員の一般質問

交通弱者対策と原谷線の延伸

全国で高齢ドライバーによる痛ましい事故が相次いでいる。問題解決には、高齢者が運転をやめる(免許

返納)の仕組みをどう作るかにかかっている。そうした視点から和銅黒谷駅から皆野町境の間の国道140号線には何らの公共交通手段もない。この間に住む市民は約千人、高齢化率は31%、黒谷駅や皆野駅に出るのも困難な状況で地域住民にとっては死活問題となっている。また延伸できても皆野町境にはバス回転スペースがない。回転場確保の上からも皆野駅への利便性からも、原谷線を皆野駅経由で皆野町役場まで延伸することはできないか質問しました。

答弁は、バス路線は一部観光路線を除いてほとんどが赤字路線で、膨大な維持費を要しており、費用対効果を含め慎重な検討が必要だ。指摘を受けて、交通事業者・皆野町・近隣自治体とも連携協力を図りつつ、住民の期待に応えられ、安心の生活が確保されるよう検討を重ねていきたいとのことでした。

市役所本庁舎・市民会館の定礎

首長名を刻んだ公共建築物の定礎はすこぶる評判が悪いことを指摘し、6月議会の質問後の検討状況、考え方について質問しました。

答弁では、2度にわたる指摘を受けて検討し、市民の代表としての市長の思いを込めたメッセージを刻み込むことを念頭に計画しているとのことでした。市長の思いもさることながら、市民の思いのこもったものとしてのものです。

国民健康保険制度の広域化

30年度からの県単位の広域化の進捗状況と影響、とりわけ保険税について質問しました。

答弁は、各市町村から提出されたデータを基礎とした納付金の市町村別試算の提示は12月下旬に予定されている、標準税率は高く示されることが予想され、秩父市においては引き上げざるを得ないと考えているとのことでした。

今後も注意深く対応して参ります。



山中すすむ議員の一般質問

子どもの貧困対策は急務だ

いま日本では子どもの6人に1人が貧困に陥っています。夜まで働くお母さんの帰りをコンビニでパンを買って待ち続ける小学生。親にお金の心配をかけまいと、希望の部活や修学旅行をあきらめる中学生。一日のうち、まともな食事は給食だけ

。7月の厚生労働省の発表では、「子どもの貧困率」が過去最悪の16.3%となり、「ひとり親家庭」の貧困率は54.6%にもなります。政治と社会が総力あげ「子どもの貧困」対策にとりくむ時ではないか。就学支援などを受けている児童生徒について、居場所づくりや子ども食堂の設置について質問しました。

市は「全国の先進例を見習い検討していく」との答弁でした。私は、真剣さが足りないのではないか、実際に居場所づくりを実践している施設もある。そうした施設と連携して早急に進めることが大事であると指摘しました。

市発注の工事契約と労務単価の関係について

9月議会では私は、庁舎・市民会館建設におけるスライド条項による労務単価の引き上げについて質問しましたが、どの職種が該当するか明快な答弁がありませんでした。そこで改めて庁舎・市民会館建設に關係する職種の労務単価について質問しました。

市の「建設現場で働く労働者の労務単価までは調査していない」との答弁に対して、公契約条例を制定し、すべての労働者に労務単価がきちんと行き届くよう手立てすべきであると強く要求しました。

日本共産党秩父市議会議員
生活相談はお気軽に
斎藤捷栄 (さいとう かつしげ)
TEL (24) 3712
出浦章恵 (いでうら あきえ)
TEL (23) 5515
山中 進 (やまなかすすむ)
TEL (56) 0050
※ 必要に応じ弁護士も紹介します。